が 全額免除制度・ 本人・配偶者・世帯主の所得 定額以下の方が対象とな 納付 (一部免除) 制

等、

詳細についてはお問

請方法や所得制限の基準

わせください。

※免除・猶予とも所得制限が ※任意加入者の方は、 なる制度があります。 ただし、 認される場合があります。 利用することができません。 離職票を確認できれば、承 の際にハローワーク発行の なければ承認されません。 所得が一定額以下で 離職者の方は申請 制度を

# なときは・・・

申請により免除または猶予と 保険料 めることが困難な場合には、 は月額1万6410円)を納 経済的な理由等で国民年金 (平成31年度の保険料

部納付制度の承認期間中

1

万2310円) 8分の7

と同じ取扱いとなります。 免除額は通常未納した場合

納 付 猶 予 制 度

偶者の所得が一定額以下の が対象となる制度です。 額には反映されません。 は加算されますが、 取る年金の受給資格期間に 承認された期間は、 50 歳未満の方で、 年金受給 本人と配 将来受

け

心めるの が

2分の1納付 (一部保険

4100円) 8分の5

8210円) 8分の6

4分の3納付

(一部保険料

◇全額免除制度 納付した時と比べ、 全額または一部 制 承認された期間は、 所得に応じ保険料

国保年金課年金係

**2**029-885-0340

■問合せ

(内)116

国民年金

◇一部納付(一部免除)制度 額が次の額に減額されます。 分かれます)が免除されます。 ・4分の1納付(一部保険料 2 分 の 1 (3段階に 年金受給 全額を

~国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の皆さんへ~

場合は、その未納額および

に保険料を納付しなかった

年に一度の受診をお忘れなく!



6月23日(日)から受診できます

## 特定健診費用7,732円は全額、美浦村が助成します。

自覚症状の出にくい生活習慣病は、気づかないうちに重症化していることが 多く、美浦村は特に40代~50代前半の男性のメタボリックシンドローム該当 率が高くなっています。

健診は今の自分の健康状態を知るチャンスです。健診後は一人ひとりに合わ せた保健指導を、専門家チームのもとで個別に無料で受けることもできます ので、この機会にぜひ受診しましょう。



# 《健診項目》

- 身体計測 血圧 血液検査 (血中脂質、血糖、肝機能) 尿検査
- 心電図検査 腎機能検査(クレアチニン) ・貧血検査 眼底検査
- \*日程につきましては、『広報みほ4月号』や『2019年度健康スケジュール』等をご覧ください。
  - 健康増進課(保健センター内) 2029-885-1889 ■問合せ 国保年金課 2029-885-0340(内)117

### 広報みほ 令和元年6月号